## 採用活動におけるハラスメント防止の取り組み

住友電工は、「住友電工グループ人権方針」に基づき、採用活動においても、求職者(インターンシップ生を含む)に対する就職差別やハラスメント行為を禁止しています。

求職者の皆様が安心して就職活動を行うことができるよう、以下の取り組みを実施しています。

## <具体的な取り組み>

求職者と当社社員が接点をもつ際に、ハラスメントが起こることがないよう以下のルールを 定めています。

- ・求職者との対面での面談は、当社事業所内の会議室、求職者が所属する学校等の施設、またはオープンスペース(第三者の目がある環境)で実施し、遅くとも20時までに終了する。
- ・求職者との懇親会を行う場合は、希望者のみが参加できるよう配慮の上、求職者と当社社員が 1 対 1 で飲食することを禁止し、原則 20 時までに終了する。
- ·SNS を用いた求職者とのコンタクトは全て禁止する。
- ・就職支援会社が運営する OB・OG 訪問マッチングサービスについては、会社の指示に基づき 利用する場合のみ可とし、私的に利用することを一切禁止する。

## <採用活動にかかわる社員向け教育>

ハラスメントを発生させないために、求職者との面談やインターンシップに関わる当社社員への 教育を実施しています。

## <就活ハラスメントに関する相談窓口>

就職活動において、当社社員からハラスメント行為、あるいはハラスメントの懸念のある言動を 受けた場合は、下記いずれかの窓口までご相談下さい。相談者の秘密は厳守されます。なお、 こちらへの相談が当社の選考・合否結果に影響することは一切ありません。

◆ 就活ハラスメントに関する相談窓口

Email: recruit-inquiry@info.sei.co.jp

電話 : 06-6220-4134

◆ グループ外窓口(色川法律事務所、Navex Global) 以下の URL をご参照下さい。

https://sumitomoelectric.com/jp/company/compliance-hotlines